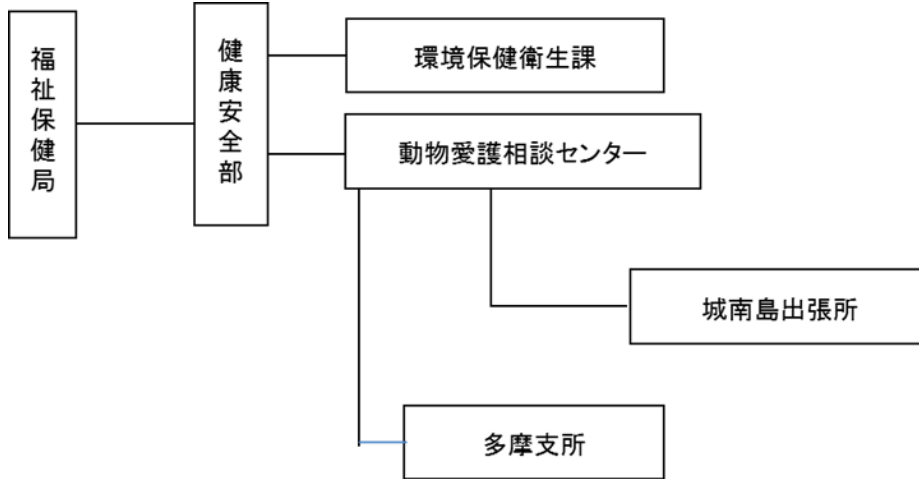


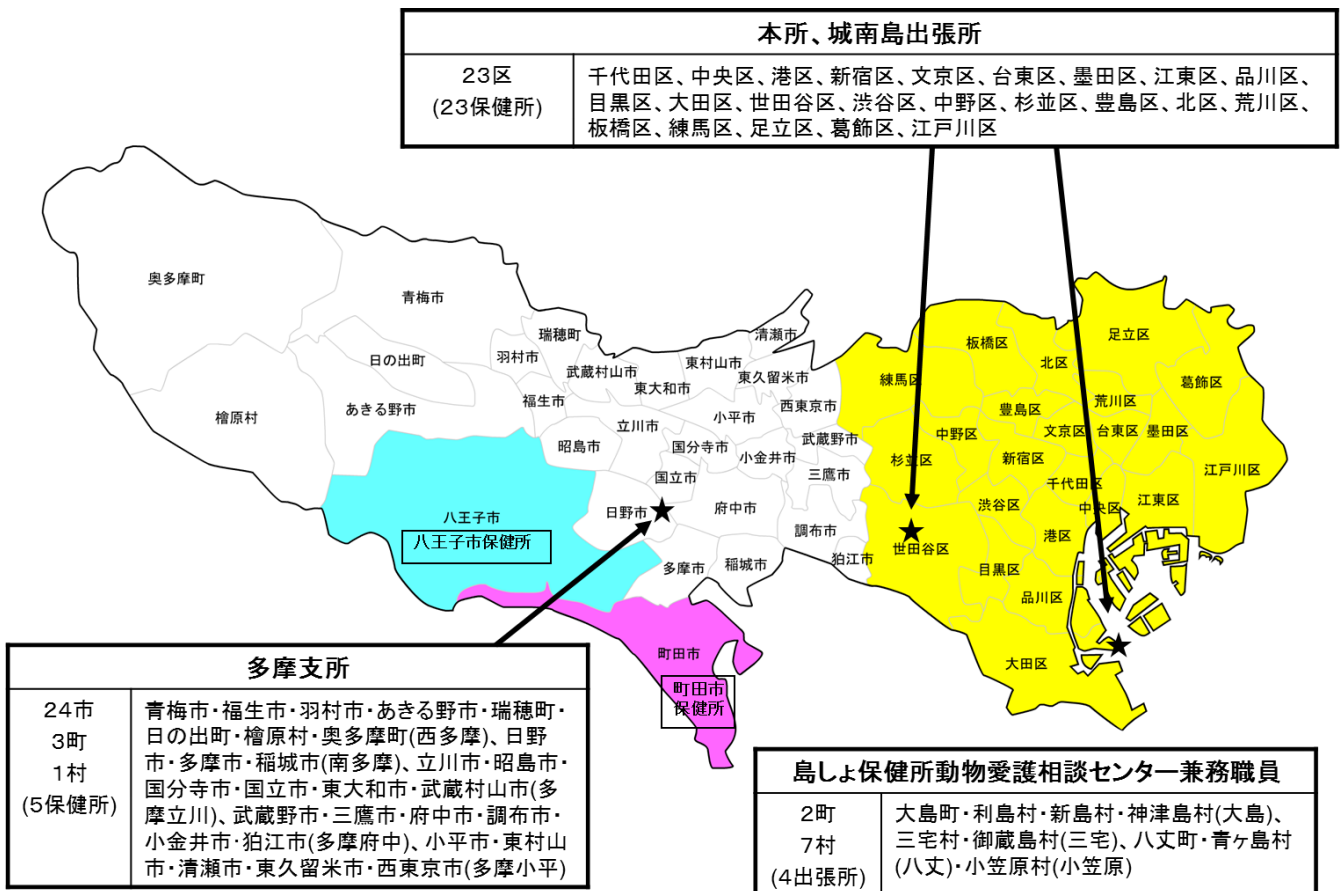
【参考資料】東京都動物愛護相談センターについて

○組織構成

令和2年3月時点



○管轄区域



犬又は猫等の譲渡実施要綱

(昭和55年4月1日 55衛障獣第8号)

改正 平成9年4月1日8衛生獣第681号

平成14年4月1日14健地衛第6号

平成16年8月2日16健地政第384号

平成18年9月14日18福保健衛第528号

平成20年4月1日 19福保健健第1679号

第1 事業の目的

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年東京都条例第4号。以下「条例」という。)第25条の規定により、犬又は猫等の譲渡を行うことにより、都民の動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的とする。

第2 実施主体

動物愛護相談センターにおいて実施するものとする。

第3 譲渡の対象者

譲渡の対象者は、飼養を希望する者のうち、関連する法令等の規定を遵守することができると思われる者とする。

第4 対象動物

譲渡の対象動物は、引き取り又は収容し、かつ、処分することができる犬又は猫等とする。

第5 実施方法

実施に当たって必要な事項は、健康安全部長の承認を得て、動物愛護相談センター所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日8衛生獣第681号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日14健地衛第6号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 2 日 16 健地政第 384 号)

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 14 日 18 福保健衛第 528 号)

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日 19 福保健健第 1679 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

犬又は猫等の譲渡実施細目

1 趣旨

この細目は、犬又は猫等の譲渡実施要綱（昭和55年4月1日付55衛環獣第8号。以下「要綱」という。）第5の規定に基づき、東京都動物愛護相談センター（以下「センター」という。）における譲渡の円滑かつ適正な実施等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この細目における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 都の譲渡事業

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）第25条の規定に基づき、犬又は猫等の譲渡を行うことにより、都民の動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的とした都の事業をいう。

(2) 個人譲渡対象者

要綱第3に規定される者のうち、譲渡される動物を適正に飼養できる自然人をいう。

(3) 個人譲渡

センターから個人譲渡対象者に対し、動物を譲渡することをいう。

(4) 譲渡対象団体

要綱第3に規定される者のうち、東京都の実施する譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体をいう。

なお、平成26年4月1日以前に旧細目により登録された、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う自然人も譲渡対象団体とみなす。

(5) 団体譲渡

センターから譲渡対象団体に対し、動物を譲渡することをいう。

3 譲渡対象者

(1) 個人譲渡対象者

個人譲渡対象者は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 譲渡される動物を適正に飼養できること。

イ 終生飼養できること。

ウ 動物に不妊・去勢手術による繁殖制限措置を確実に実施できること。

エ 原則として都内に在住する20歳以上60歳以下であること。

オ 現在、犬や猫を飼養していないこと。

カ 家族に動物によるアレルギーの心配がないこと。

キ 飼養に当たり家族全員の同意が得られていること。

ク 飼養場所が集合住宅又は借家の場合、規約等で動物の飼養が許可されており、かつ当該規約

等を文書で提出できること。

ケ 動物の世話が十分にできる経済的、時間的、体力的余裕があること。

コ 事前に、センターの実施する譲渡動物を飼養する前の心構え及び準備等についての講習会（以下「譲渡事前講習会」という。）を受講していること。

サ 誓約書（別記第1）の内容を理解し、遵守できること。

シ その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

（2）譲渡対象団体

ア 基準

譲渡対象団体は、次に掲げる基準に適合すること。

（ア） 都の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。

（イ） 動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約をもって活動を行う団体であること。

（ウ） 活動実績及び活動趣意が都の譲渡事業の趣旨と合致していること。

（エ） 団体としての譲渡事業の活動実績が1年間以上あること。

（オ） 団体の所在地が都内の場合、譲渡事業すべての任に当たる成人の代表者がいること。

（カ） 団体の所在地が都外の場合、譲渡事業の活動拠点を都内に有していること。また、都内における主たる活動拠点には、譲渡事業の任に当たる成人の責任者を設置すること。

（キ） 代表者、責任者及び新たな飼い主が決まるまで動物を飼養する会員（以下「一時飼養会員」という。）は、センターの実施する譲渡事前講習会及び譲渡動物の適正な飼養についての講習会（以下「譲渡時講習会」という。）を受講していること。ただし、センターでの受講が困難な一時飼養会員については、代表者又は責任者が実施する講習会の受講に代えることができる。

（ク） 誓約書（別記第2）の内容を理解し、遵守できること。

（ケ） 譲渡対象団体の遵守事項（別記第3）の内容を理解し、遵守できること。

（コ） 譲渡動物の譲渡先として団体名等をセンターが公表することに同意できること。

（サ） その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

イ 登録の申請

譲渡対象団体の登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、センター所長が別に定める申請書類を提出すること。

ウ 審査

センター所長は、申請団体におけるアに定める基準への適合について審査する。審査に当たって必要な場合は、現地調査等を行う。

エ 登録

審査の結果、申請団体が基準に適合する場合は、センター所長は申請団体を譲渡対象団体名簿に登録するとともに、登録した旨を速やかに申請団体に通知する。申請団体が基準に適合しない場合は、申請団体に対し審査結果を通知する。

オ 報告

譲渡対象団体は、毎年5月末日までに前年度分の活動及び譲渡動物の現状を、センター所

長宛て報告すること。

カ 登録内容の変更

譲渡対象団体は、登録時の申請内容に変更があった場合、その旨を速やかにセンター所長に届け出ること。

キ 登録の抹消

センター所長は、譲渡対象団体に対して、必要に応じて現地調査等を行い、基準に適合しなくなった場合は、当該団体に対し登録を抹消する旨を通知し、登録を抹消することができる。

4 譲渡対象動物

(1) 譲渡対象動物の選定

ア センターは、引取り又は収容した動物について、個体ごとに健康状態等を確認しながら管理するとともに、飼養管理中に動物の譲渡適性についての観察を行い、要綱第4の譲渡対象動物を選定する。

イ 譲渡対象動物の選定は、原則として次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 個人譲渡対象動物

- a 離乳済みであるもの
- b 診察、検査等により健康と判断されるもの
- c 攻撃性がないと判断されるもの
- d 社交性、支配性、警戒心等を観察し、人及び社会に順応性があると判断されるもの

(イ) 団体譲渡対象動物

- a 離乳済みであるもの
- b 診察、検査等により健康である又は簡易な治療等により予後良好と判断されるもの
- c センターにおける観察中には攻撃性が認められても、一時飼養の過程で解決できると判断されるもの
- d 社交性、支配性及び警戒心等に問題が見られない又は多少の問題が見られるものの一時飼養の過程で解決できると判断されるもの

(ウ) 選定基準に基づく選定は、複数のセンター職員が別紙1-1から1-4までに示す項目を確認することにより行う。

ウ センター所長は、4(1)ア及び同イによる選定の結果、譲渡の対象とならない動物について、犬又は猫等の致死処分実施要綱(令和2年2月20日付31福保健環第1261号)に基づく致死処分を行うことができる。

(2) 譲渡対象動物の飼養管理

ア センターは、譲渡対象動物について、個体ごとにワクチン接種等の獣医療計画を立て、実施するものとする。

イ センターは、譲渡対象犬に狂犬病予防注射を接種した場合は、センターを所管する区市町村長に注射済票交付申請を行い、交付された注射済票を当該犬に装着するものとする。

ウ センターは、譲渡対象動物にマイクロチップを装着する。マイクロチップ装着後、センター

所長は、公益社団法人日本獣医師会に飼育者情報の登録を行う。

エ センターは、譲渡対象動物の飼養管理に当たり、動物の福祉に反することのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

5 譲渡対象動物の譲渡

(1) 個人譲渡

センター所長は、個人譲渡対象者から譲渡の求めがあった場合は、譲渡時講習会を実施し、その後、当該対象者から犬、猫等の譲渡申請書（東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第9号様式）及び誓約書（別記第1）を提出させる。

(2) 団体譲渡

センター所長は、譲渡対象団体から譲渡の求めがあった場合は、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導し、当該団体から犬、猫等の譲渡申請書（東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第9号様式）を提出させる。

6 譲渡時における物資等の支援

センター所長は、次に掲げる場合にあっては、譲渡動物の飼養に係る物資の支給等の支援を行うことができる。

- (1) センターに負傷動物として収容された犬及び猫の譲渡を行う場合（別紙2）
- (2) その他センター所長が特に必要と認める場合

7 譲渡後の調査及び指導

(1) 個人譲渡対象者

センターは、動物の譲渡を受けた個人譲渡対象者に対し、次に掲げる事項について報告を求め、必要に応じて調査を行う。

- ア 犬の場合にあっては、登録・狂犬病予防注射に関する事項
- イ 猫の場合にあっては、身元表示に関する事項
- ウ 不妊・去勢手術等に関する事項
- エ ワクチン接種状況に関する事項
- オ 健康状況
- カ その他必要な事項

(2) 譲渡対象団体

譲渡対象団体は、センターから譲渡された動物を新たな飼い主に譲渡した場合は、センター所長に対し、その旨を速やかに報告しなければならない。

8 除外規定

次に掲げる場合は、2から4まで及び6の規定の対象から除外し、センター所長が別途規定を定めるものとする。

- (1) 生後間もない離乳前の子猫について、ミルクボランティア実施プログラム（平成29年4月

1日付28動相第4209号)に基づき、離乳前の育成段階早期にボランティアへ譲渡し、新たな飼い主への譲渡までの飼養管理をセンターとボランティアが協働して実施する場合

(2) その他センター所長が特に必要と認める場合

9 その他

島しょ保健所管内で収容された動物を譲渡する場合においても、可能な限りこの細目を準用する。

東京都動物愛護相談センター所長 殿

誓 約 書

この度、私は犬・猫・()の譲渡を受けるに当たり、下記の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

記

- 1 動物の本能、習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他の人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養すること。
- 2 犬については、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施義務を果たし、犬鑑札及び注射済票の交付を受け、それらの番号を東京都動物愛護相談センター（以下「センター」という。）に報告するとともに、鑑札及び注射済票は犬の首輪等に必ず装着すること。また、施設内飼養又はつないで飼うこと等による、確実な逸走防止措置を行うこと。
- 3 猫については、屋内で飼育すること。
- 4 動物に不妊・去勢手術を受けさせること。
- 5 1から4までのほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」、また、犬については「狂犬病予防法」に定められた事項等、関連法規を守ること。
- 6 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行わないこと。
- 7 譲渡を受けた動物に病気、行動の変化、その他の問題があった場合又はその動物により問題が起きた場合、東京都に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受け又は与えた場合も賠償等を求めないこと。
- 8 センターが行う調査等に協力すること。
- 9 やむを得ず飼養が困難となった場合は、新たな飼い主を責任を持って探すとともに、センターに連絡すること。
- 10 その他、センターの指示に従うこと。
- 11 別添の事項について、1年以内に報告すること。

年 月 日

氏名

印

住所

電話番号

別添

I 譲渡犬の飼養状況報告

- 1 登録・狂犬病予防注射について
 - 犬鑑札番号
 - 登録年月日
 - 狂犬病予防注射済票番号
 - 狂犬病予防注射接種日

- 2 不妊・去勢手術等について
 - 手術実施日
 - 動物病院名
 - 手術を実施できなかった場合、その理由

- 3 ワクチン接種状況等について

- 4 健康状況

- 5 その他必要な事項

II 譲渡猫等の飼養状況報告

- 1 身元表示について
 - 身元表示方法
 - 記載内容
 - 飼い主の名前・電話番号・住所 その他

- 2 不妊・去勢手術について
 - 手術実施日
 - 動物病院名
 - 手術を実施できなかった場合、その理由

- 3 ワクチン接種状況等について

- 4 健康状況

- 5 その他必要な事項

東京都動物愛護相談センター所長 殿

誓 約 書

東京都の譲渡対象団体となるに当たり、下記の事項を遵守するとともに、東京都動物愛護相談センター（以下「センター」という。）が行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に協力することを誓約します。

記

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」、また、犬については「狂犬病予防法」に定められた事項等、関連法規を守ること。
- 2 譲渡対象団体の遵守事項（別記第3）を守ること。
- 3 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 4 譲渡を受けた動物に不妊・去勢手術を受けさせること。
- 5 動物の飼養にあたっては、周辺環境への配慮に努め、苦情等がないようにすること。
- 6 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合又はその動物により問題が起きた場合、東京都に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受け又は与えた場合も賠償等を求めないこと。
- 7 動物の譲渡先として、団体の名称等を公表できること。
- 8 団体内や団体間での問題発生について未然防止に努め、問題が生じた際には自ら解決すること。
- 9 本誓約内容を守っていないことが明らかになった場合、センターから譲渡対象団体名簿登録を抹消されても不服を申し立てないこと。
- 10 団体から譲渡を行う新しい飼い主に対して「動物の愛護及び管理に関する法律」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」、また、犬については「狂犬病予防法」に定められた事項等、関連法規を遵守させること。
- 11 譲渡活動において知り得たセンターの内部情報や個人情報等の管理を適切に行うこと。
- 12 譲渡対象団体に登録されたという事実を、会及び会員の利益又は権利として利用しないこと。
- 13 その他、センターの指示に従うこと。

年 月 日

団体の名称：

代表者の氏名：

印

(団体の所在地が都外の場合は、都内活動拠点の責任者の氏名及び印)

譲渡対象団体の遵守事項

団体の活動に関する報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請内容に変更があった場合は、その旨を速やかに届け出ること。 2 センターから譲渡を受けた動物を新たな飼い主へ譲渡した場合は、その旨を速やかにセンター所長に報告すること。 3 毎年5月末日までに前年度分の活動及び譲渡動物の現状を報告すること。 4 前記1及び3は本所飼養相談担当に、2については本所又は支所の飼養相談担当に提出すること。
センターからの動物譲渡	<ol style="list-style-type: none"> 1 センターから譲渡を受けた動物について、台帳等により個体記録管理すること。 2 代表者又は責任者がセンターから動物の譲渡を受ける日にセンターに来所できない場合は、代表者又は責任者の代わりに動物の譲渡を受けることができる譲渡代理人を役員又は一時飼養会員から選出すること。 なお、譲渡代理人を選出した場合は、譲渡代理人名簿を作成し、センターに提出すること。
一時飼養	<ol style="list-style-type: none"> 1 代表者又は責任者は、各一時飼養場所での飼養可能頭数を超えないように管理すること。また、代表者又は責任者は、各一時飼養場所において、パルボウイルス等による感染症が発生した場合は、感染が拡大しないよう防止措置を行うとともに、センターにその旨を速やかに報告すること。 2 一時飼養会員は動物を適正に一時飼養でき、かつ多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。代表者又は責任者は、苦情等があった場合は、センターにその旨を速やかに報告すること。 3 犬の譲渡を受けた場合は、譲渡を受けた日から30日以内（子犬の場合は推定年齢で生後90日を経過した日から30日以内）に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、鑑札及び注射済票を当該犬に着けること。（ただし、狂犬病予防注射の実施については、注射済であることが明らかな場合を除く。） 4 猫については屋内で飼育すること。

<p>新たな飼い主への譲渡</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の動物愛護団体への再譲渡は行わないこと。 2 新たな飼い主に、センターが実施する譲渡時講習会と同等の講習会を受講させること。 講師については、次の各号すべてを満たすこと。 (1) センターが実施する譲渡事前講習会及び譲渡時講習会を受講していること。 (2) センターが毎年実施する譲渡対象団体研修会に出席していること。 3 講習会の実施記録を作成し、センターの求めに応じて提示できるようにしておくこと。
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 代表者又は責任者は、センターが毎年実施する譲渡対象団体研修会に出席すること。 2 センターが実施する指導、調査及び事業等に協力すること。 3 東京都の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行わないこと。 4 団体がペット産業等で収益事業を行っている場合は、譲渡事業は非営利の活動であるという位置付けに鑑み、下記の事項を守ること。 (1) 譲渡に際して金銭等の授受を一切行わないこと。 (2) 譲渡対象動物とその他の動物を明確に区分すること。 (3) 譲渡事業を営利活動の宣伝に使わないこと。

別紙 1 - 1

譲渡判定項目（成犬）

以下の項目について判定を行い、個人譲渡対象動物・団体譲渡対象動物・譲渡不適のいずれに該当するか、総合的に判断する。

1 個人譲渡対象動物

- ① 視診、触診等の状況
- ② 攻撃性
- ③ 人・社会への順応性
- ④ 飼育の難易度（品種・年齢）
- ⑤ その他

2 団体譲渡対象動物

- ① 視診、触診等の状況
- ② 攻撃性
- ③ 人・社会への順応性
- （④ 団体譲渡対象動物については、飼育の難易度（品種・年齢）については問わない。）
- ⑤ その他

各項目について判定を行うための確認事項は、以下のとおりとする。

1 飼い主からの聞き取り（項目①②）

重篤な疾病や飼い主等に対する繰り返しの咬傷など、項目①②に該当する事項の有無について確認する。

2 視診、触診等の状況（項目①）

視診、触診等により、異常の有無を判定する。

<項目の一例> 体格、皮膚、被毛、目・鼻・口、腹部、周囲の汚れなど

3 観察（項目②③）

収容当日に降ろし場での様子を観察し、その後、犬舎・ケージ内等での様子について観察する。

（1）降ろし場での様子（収容当日）

<観察項目の一例> ケージから出すとき、首にロープをかけるとき、マイクロチップリーダーをあてたとき、歯列を確認したとき、性別を確認したときにおける各反応など

（2）犬舎・ケージ内等での様子

<観察項目の一例> 人に対する関心、人の姿を見ての反応、フードに対する執着、他犬との折り合い、獣医療行為に対する反応など

4 観察の補助（項目②③）

必要に応じて観察の補助として、（１）～（３）などについて確認する。

（１） 社交性

＜観察項目の一例＞ 立ったまま犬の背中を撫でる、犬の気を引きながら触るなど

（２） 支配性

＜観察項目の一例＞ 歯列を見る、立たせるなど

（３） 食物への反応

＜観察項目の一例＞ 餌を食べている間に話しかける、犬の体に触れるなど

5 長期管理（項目①～③）

犬舎・ケージ内等での様子を観察し、項目①～③の参考とする。

6 個体情報（項目④）

品種・年齢について確認する。

別紙 1 - 2

譲渡判定項目（子犬）

以下の項目について判定を行い、個人譲渡対象動物・団体譲渡対象動物・譲渡不適のいずれに該当するか、総合的に判断する。

1 個人譲渡対象動物

- ① 離乳状況
- ② 視診、触診等の状況
- ③ 攻撃性
- ④ 人・社会への順応性
- ⑤ 飼育の難易度（品種・年齢）
- ⑥ その他

2 団体譲渡対象動物

- ① 離乳状況
- ② 視診、触診等の状況
- ③ 攻撃性
- ④ 人・社会への順応性
- （⑤ 団体譲渡対象動物については、飼育の難易度（品種・年齢）については問わない。）
- ⑥ その他

各項目について判定を行うための確認事項は、以下のとおりとする。

1 視診、触診等の状況（項目②）

視診、触診等により、異常の有無を判定する。

<項目の一例> 体格、皮膚、被毛、目・鼻・口、腹部、周囲の汚れなど

2 人への許容性（項目③④）

各項目に対する子犬の反応を観察する。

<観察項目の一例> 背中や肩、首をなでる、歯列をみるなど。

3 社交性（項目③④）

各項目に対する子犬の反応を観察する。

<観察項目の一例> 子犬から少し離れて子犬の注意を引く、子犬の周りを歩くなど。

4 個体情報（項目⑤）

品種・年齢について確認する。

別紙 1 - 3

譲渡判定項目（成猫）

以下の項目について判定を行い、個人譲渡対象動物・団体譲渡対象動物・譲渡不適のいずれに該当するか、総合的に判断する。

1 個人譲渡対象動物

- ① 視診、触診等の状況
- ② 攻撃性
- ③ 人・社会への順応性
- ④ 飼育の難易度（品種・年齢）
- ⑤ その他

2 団体譲渡対象動物

- ① 視診、触診等の状況
- ② 攻撃性
- ③ 人・社会への順応性
- （④ 団体譲渡対象動物については、飼育の難易度（品種・年齢）については問わない。）
- ⑤ その他

各項目について判定を行うための確認事項は、以下のとおりとする。

1 飼い主からの聞き取り（項目①②）

重篤な疾病や攻撃的態度など、項目①②に該当する事項の有無について確認する。

2 視診、触診等の状況（項目①）

視診、触診等により、異常の有無を判定する。

<項目の一例> 体格、皮膚、被毛、目・鼻・口、腹部、肛門など

3 観察（項目②③）

収容当日に診察台での様子を観察し、その後、猫舎やケージ内などでの様子を観察する。

（1）診察台での様子（収容当日）

<観察項目の一例> 負傷等の状況、ケージから出すとき、マイクロチップリーダーをあてたとき、歯列を確認したとき、性別確認したときにおける各反応など

（2）猫舎・ケージ内での様子

<観察項目の一例> 人に対する関心、人の姿を見ての反応など

4 個体情報（項目④）

品種・年齢について確認する。

別紙 1 - 4

譲渡判定項目（子猫）

以下の項目について判定を行い、個人譲渡対象動物・団体譲渡対象動物・譲渡不適のいずれに該当するか、総合的に判断する。

- ① 離乳状況
- ② 視診、触診等の状況

項目①②について判定を行うため、離乳前であれば「A. 離乳前」、離乳後であれば「B. 離乳後」の項目について確認する。

A. 離乳前（ミルクボランティア実施プログラムの対象とする子猫の選定の基準）

各項目を参考にしながら総合的に判定する。

<項目の一例>

- ・体重が概ね 200g を超えるか
 - ・眼脂、鼻汁が認められないか
 - ・ノミ等の外部寄生虫の寄生が認められないか
 - ・下痢、脱水、低体温症が認められないか
 - ・粘膜にチアノーゼが認められないか
 - ・奇形等の先天性疾患が認められないか
 - ・四肢が弛緩していないか
 - ・触れると体を動かしたり、鳴き声をあげたりするか
 - ・哺乳する力があるか
- など

B. 離乳後（視診・触診等の状況）

視診、触診等により、異常の有無を判定する。

<項目の一例> 体格、皮膚、被毛、目・鼻・口、腹部、肛門など

別紙2

負傷動物の譲渡申請者に対する支援物資の提供について

(目的)

第1 東京都動物愛護相談センター（以下「センター」という。）から対象動物を譲り受ける東京都譲渡対象団体及び個人に対して、飼養に必要な物品を提供することにより、譲渡動物の飼養負担を軽減し、一層の譲渡拡大に資することを目的とする。

(対象動物)

第2 対象動物は、センターに負傷動物として収容された犬及び猫とする。

(対象者)

第3 対象者は、センターから対象動物を譲り受ける東京都譲渡対象団体及び個人とする。

(提供物品)

第4 提供物資は、負傷部位保護用具、ペットシーツ、ペットフード等とする。ただし、対象者のうち個人については、ペットシーツ、ペットフード等の消耗品は除く。

(提供方法)

第5 センターは、対象動物を譲渡した際、対象者から支援物資支給の申請があった場合は、申請内容に応じて物資を提供する。

譲渡判定項目による判定シート(成犬)【例】

個 体 番 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※ シートの詳細は、最新の知見等に基づき都度改訂しています。 </div>
------------------	---

個体情報 (譲渡実施細目に基づく項目⑤)	品種	年齢	
-----------------------------	----	----	--

観察の記録

収容当日 降ろし場での様子(譲渡実施細目に基づく項目③④)		担当者 /
ケージから出すとき	1. 素直に出てくる 2. 怖がる	3. 攻撃する
首にロープをかけるとき	1. 気にしない 2. 怖がる	3. 攻撃する
MCRリーダーをあてたとき	1. 気にしない 2. 怖がる	3. 攻撃する
歯を確認したとき	1. 見せる 2. 嫌がる	3. 攻撃する/させない
性別確認したとき	1. させる 2. 嫌がる	3. 攻撃する/させない
犬舎・ケージ内での様子(譲渡実施細目に基づく項目③④)		年 月 日 担当者 /
人に対する関心	1. ある	2. ない
他の人の姿を見て	1. 寄ってくる	2. 固まる/逃げる
他の人の姿を見て(吠え)	1. 吠えない/吠えるがすぐやむ	2. 吠え続ける
フードに対する執着		
医療行為での反応		
他犬との折り合い		
補助観察の実施 A.実施 B.未実施(譲渡対象と判断) C.未実施(譲渡不適と判断)		

触診,視診等の状況(譲渡実施細目に基づく項目②)

項目	判定内容	判定	所見
体格	骨格系の異常：骨折、脱臼、先天性異常	有 / 無	
	著しい削瘦	有 / 無	
	起立困難、歩行困難	有 / 無	
皮膚	皮膚炎	有 / 無	
被毛	脱毛	有 / 無	
目	伝染性疾患の疑い：目やに、流涙等	有 / 無	
	眼球の異常：白濁、混濁、先天性異常	有 / 無	
鼻	伝染性疾患の疑い：鼻汁、くしゃみ	有 / 無	
口	著しい歯石、口内炎、舌、口蓋の異常	有 / 無	
腹部	腫瘍	有 / 無	
肛門	周囲の汚れ：下痢、血便、脱肛	有 / 無	

※「有」にチェックがある場合、具体的所見(乳腺に腫瘍、全身の脱毛等)を記入する

飼い主からの聞き取り情報 健康状態(譲渡実施細目に基づく項目②) 担当者

攻撃性(譲渡実施細目に基づく項目③)

概要	<input type="checkbox"/> 繰り返しの咬傷	<input type="checkbox"/> 重篤な疾病	<input type="checkbox"/> その他:

観察の

補助(譲渡実施細目に基づく項目③④) 判定日 年 月 日 担当者

無視 観察	警戒心	①擦り寄って来る②寄ってくる③離れて立ち止まる・逃げようとする ④うなる・怒る
	興奮性	① 静・すぐおさまる②なかなかおさまらない
社交性	立ったまま犬の背中を 3回なでる	①喜ぶ・受け入れる②固まる③振り払おう、逃げようとする④怒る
	20秒間犬の気を引きながら 触る	①喜ぶ・受け入れる②固まる③振り払おう、逃げようとする④怒る
支配性	歯を見る	①楽にできる②抵抗するが見られる③見られない
	立たせる	①楽にできる②抵抗するができる③逃げる・怒る
食物への 反応	食事中に話しかける	①変化なし②速度が増す③うなる・咬む④食べない
	食事中に背中を触る	①変化なし②速度が増す③うなる・咬む④食べない
オプション	座れ・待てができる	①できる(座れ・) ②フードがあれば可③できない
	足をタオルで拭く	①楽にできる②抵抗するができる③逃げる・怒る
他の犬への反応 (ケージ越しに)		①注目し、静かに接近、挨拶できる②無視・興味なし ②興奮・吠える・飛びつこうとする④怒る
マーキング(無・有 回) 引張り(無・あるが問題なし・強い) MCの有無(無・有)		

長期管理中の観察の概略

担当者

--

譲渡実施細目に基づく項目

	個人	団体(※不可があれば譲渡不適とする)
①離乳状況(子犬・子猫のみ)		
②触診、視診等の状況	可 / 不可	可 / 不可 / 強い希望があれば可
③攻撃性	可 / 不可	可 / 不可
④人・社会への順応性	可 / 不可	可 / 不可 / 強い希望があれば可
⑤飼育の難易度(品種・年齢)	可 / 不可	不問
その他		

総合判定	個人	団体	譲渡不適	年	月	日
譲渡不適の場合、その理由						

犬又は猫等の致死処分実施要綱

令和2年2月20日
31福保健環第1261号

第1 目的

この要綱は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）に基づき引取り又は収容した動物の致死処分について、適正な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

動物愛護相談センターにおいて実施するものとする。

第3 対象動物

致死処分の対象動物は、引取り又は収容した犬、猫等とする。

第4 実施方法

実施に当たって必要な事項は、健康安全部長の承認を得て、動物愛護相談センター所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

犬又は猫等の致死処分実施細目

1 趣旨

この細目は、犬又は猫等の致死処分実施要綱（令和2年2月20日付31福保健環第1261号）第4の規定に基づき、東京都動物愛護相談センター（以下「センター」という。）における致死処分の適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

2 一般原則

動物を致死処分しなければならない場合にあっては、致死処分する動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物にできる限り苦痛を与えない方法により行うものとする。

3 判断基準

センターの獣医師が、以下に掲げる項目を参考に、総合的に判断し、必要と認める場合は、動物を致死処分することができる。

なお、判断に当たっては、緊急時を除き複数の獣医師により行うものとする。

(1) センターが引取り又は収容した動物で、以下の状況等により動物福祉の観点から獣医療の一環として致死処分することが妥当であると判断した場合

ア 耐えがたい肉体的苦痛が存在し、致死処分により苦痛から解放するほかないもの

(ア) 苦悶を呈する症状（自傷行動、異常な姿勢、呼吸障害、異常な鳴き声等）

(イ) 神経症状（痙攣、後弓反張、遊泳運動等）

(ウ) 著しい疼痛（もがき、喘ぎ、浅速呼吸、振戦、沈鬱、硬直姿勢等）

イ 救急措置の効果が期待できず、回復不能又は予後に重度の障害があると獣医学的に診断できるもの

(ア) 全身症状（ショック症状、心音微弱、異常呼吸、体温低下、横臥・起立不能、意識消失、貧血、衰弱等）

(イ) 外見異常（重度の外傷、出血多量、広範囲にわたる壊死等）

ウ 人及び他の収容動物に影響のある感染症に罹患した、又はその疑いのあるもの

(2) センターが引取り又は収容し、かつ処分することができる動物のうち、犬又は猫等の譲渡実施細目（昭和55年7月1日付55動管第262号）に基づき譲渡対象とならない場合

4 致死処分の方法

動物を致死処分する場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に基づき、できる限り動物に苦痛を与えない方法により行う。

なお、致死処分に当たっては獣医師による死亡の確認を行うこととする。

謝辞

本ガイドブックの作成に当たり、以下の方々に貴重な御助言をいただきましたことを深く感謝いたします。

独立行政法人 国立科学博物館館長（東京都動物愛護管理審議会会長）

林 良博 様

公益社団法人 東京都獣医師会会長（東京都動物愛護管理審議会副会長）

村中 志朗 様

特定非営利活動法人 ランコントレ・ミグノン代表理事

友森 玲子 様

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科助教

田中 亜紀 様